

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

平成29年3月29日

国土交通省

再興戦略	項目	進捗状況
2016	<p>安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について検討する。</p>	<p>セキュリティの確保を図りつつ、運営権者(仙台空港)からの提案の実現に向けて、実務的な打合せを重ねて課題整理を進めているところ。今後は、航空会社等の保安関係者も交えて協議を進めていく予定。</p>
	<p>国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設について、運営権者への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレイアウト変更を可能にすることを検討する。</p>	<p>運営権者(仙台空港)の要望を踏まえつつ、関係省庁とも連携しながら検討を進めているところ。(運営権者において計画内容の具体化を進めているところ)</p>
	<p>到着時免税店制度について研究・検討を行う。</p>	<p>携帯品免税制度の見直しについて、平成29年度税制改正要望において要望した結果、昨年12月にとりまとめられた与党税制改正大綱等において盛り込まれたところ。</p>
	<p>円滑な運航及び安全確保を前提に、制限区域内における工事の時間制限緩和や航空灯火使用可能製品の範囲の明確化について検討する。</p>	<p>現行制度においても対応している事例があるが、これらの制度の運用の詳細について運営権者(仙台空港)に丁寧に説明を実施したところ。(運営権者において使用製品の検討を進めているところ)</p>
	<p>北海道における複数空港の公共施設等運営権方式の活用を進める。</p>	<p>今年1月より対象7空港各地元でシンポジウムを開催しているところ。また、同一の主体による7空港(新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別)の一体的な運営が実現可能となるよう、早期のマーケットサウンディング実施に向けて、空港管理者4者(北海道、旭川市、帯広市、国土交通省)間の連絡調整会議を開催し、基本スキーム案の骨格について議論を進めているところ。</p>
<p>市管理空港に係る地方交付税措置や補助等に関しては、独立採算型ではない公共施設等運営権方式の活用によっても財政規律が損なわれない形でのイコールフットINGの在り方について検討する。</p>	<p>官民の適切な役割分担のあり方や同空港の将来の収支予測(現在、空港施設の資産調査やこれに基づく将来の収支予測等を実施中)を踏まえつつ、検討を進めているところ。</p>	

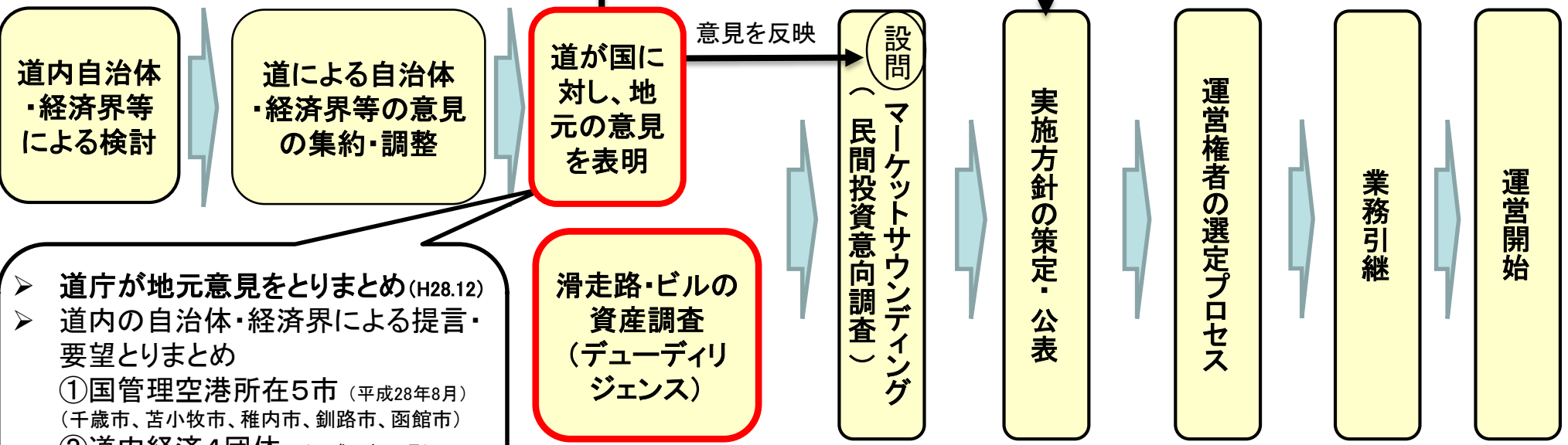
北海道内の空港の運営委託に向けた取組状況

※ スケジュールは手続きが最速で進んだ場合の想定であり、今後変更があり得る



意見の聴取義務

(民活空港運営法5条3項)



道庁が地元意見をとりまとめ (H28.12)
 道内の自治体・経済界による提言・要望とりまとめ

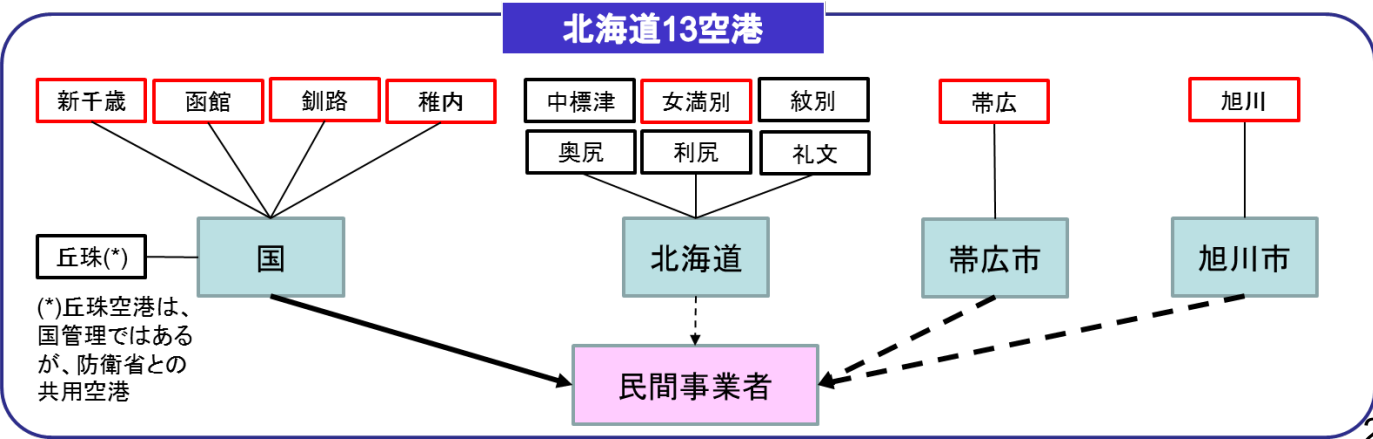
①国管理空港所在5市 (平成28年8月)
 (千歳市、苫小牧市、稚内市、釧路市、函館市)

②道内経済4団体 (平成28年10月)
 (北海道経済連合会、北海道商工会議所連合会、北海道経済同友会、北海道観光振興機構)

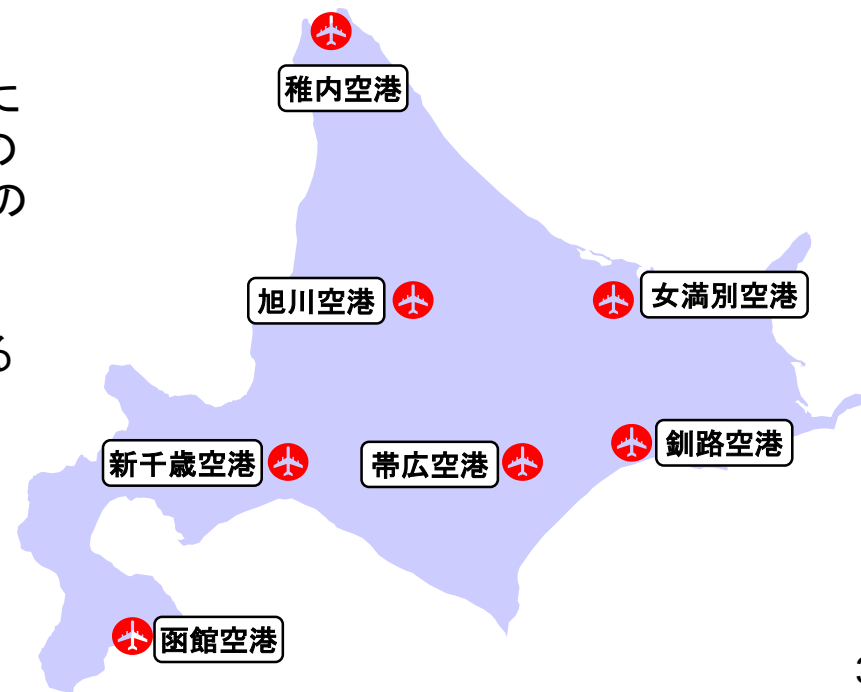
当面の動き

➢ H29.1～5 対象7空港各地元でシンポジウム開催

旭川 (1/25～26) 釧路 (2/27～28) 稚内 (3/22～23)
 函館 (3/28～29) 帯広 (4/18～19)
 女満別 (5/10～11) 新千歳 (5/16～17)



- 北海道内の空港については、同一の主体による7空港(新千歳、稚内、釧路、函館、旭川、帯広、女満別)の一体的な運営が実現可能となるよう、早期のマーケットサウンディング実施に向けて、空港管理者4者(北海道、旭川市、帯広市、国土交通省)間の連絡調整会議を開催し、基本スキーム案の骨格(民間事業者の選定方法、契約の相互関係等)について議論を進めているところ。
- 具体的には、民間事業者の選定方法については、7空港の運営主体が一元化されるよう、各空港所在地域の意見が選定過程に反映されるよう配意しながら、選定手続き方法を検討中。
- また、各空港管理者の締結する契約については、例えば、運営権者の責めにより他の空港において契約解除事由が生じる場合には、国が国管理空港の契約に関する解除権を保持するようにするなど、運営権者事由による7空港の一体的な運営の解除を制度的に抑止する等の方向で内容を検討中。
- 市管理空港に係る補助等の取扱い(イコールフットイング)については、市における施設整備等に関する官民の役割分担のあり方の検討の結論を踏まえて(現在、市において空港施設の資産調査を実施中)、対応する予定。
- なお、先行事例(現在スキーム検討中の静岡空港)における検討により得られる基本的な考え方については、北海道も含む関係自治体に適切に共有していく予定。

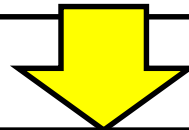


クルーズ船向け旅客ターミナル施設等について、公共施設等運営権方式が活用されるよう、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。

- 平成29年1月30日の未来投資会議 構造改革徹底推進会合での竹中会長、福田補佐官からの意見を踏まえ、福岡市に確認したところ、以下のとおり。
今後、福岡市から提案されるモデルを踏まえ、ユーザーのニーズを踏まえた仕組みを構築する。

福岡市の方針

- 「クルーズ」「MICE」「賑わい」が融合した東アジア有数のインバウンド地区の形成
→コンセッション制度を活用した民間投資の呼び込み



検討中の事項

前回(平成29年1月30日)の未来投資会議 構造改革徹底推進会合の後、福岡市と意見交換を実施。
現在、福岡市が以下について検討中。

- 官民が連携した都市開発の「新しいビジネスモデル」の構築
→クルーズ、MICEから背後地の民間施設まで、エリア一帯の複合施設を民間事業者がトータルマネジメントできるような事業スキームの構築
- 民間の創意工夫を活かせる仕組みづくり
→民間による効果的な誘致活動ができ、ターミナル使用料収益が増えるようなクルーズ船の予約等の仕組み
→行政課題(市街地の渋滞対策等)解決のための、適正な市の関与のあり方

<運営権者決定までのスケジュール(予定)>

平成29年度末～30年度末：公募開始～民間事業者決定

「日本再興戦略」改訂2015

文教施設や公営住宅等の利用料金の存在する公共建築物については、公共施設等運営権方式の実現可能性について半年を目処に検討を進めるとともに、付帯事業の併設活用および公的不動産の活用なども含めた枠組みの中で、重点分野として位置づける施設の決定と数値目標の設定について本年度内を目途に結論を得る。

日本再興戦略2016

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものであることから、「PPP/PFI推進アクションプラン」に新たに掲げられた文教施設(スポーツ施設・社会教育施設・文化施設)(本年度から2018年度までの3年間で3件の公共施設等運営権方式を活用したPFI事業の具体化)や公営住宅(本年度から2018年度までの3年間で6件の「PPP/PFI推進アクションプラン」における3類型※の事業の具体化)を含む数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

※公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(類型Ⅰ)、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(類型Ⅱ)及び公的不動産の有効活用を図るPPP事業(類型Ⅲ)。

H28.4.14 産業競争力会議 実行実現点検会合
国土交通省説明資料より

公営住宅についての案件形成数値目標の設定について

○公営住宅における余剰地活用等の類型・事例について（カッコ内は余剰地を活用又は合築する施設）

	余剰地活用（売却）	余剰地活用（借地）	合築
余剰地又は合築施設に住宅あり	①大阪府営枚方田ノ口住宅 （戸建住宅（分譲）、サービス付き高齢者向け住宅） ②大阪府営吹田竹見台住宅 （共同住宅（分譲））	④都営東村山本町アパート （戸建住宅（分譲）、共同住宅（分譲） 商業施設、福祉施設）	⑥都営南青山一丁目アパート （共同住宅（賃貸）、商業施設、福祉施設、文教施設） ⑦広島市営京橋住宅 （共同住宅（分譲）、サービス付き高齢者向け住宅、福祉施設、医療施設）
余剰地又は合築施設に住宅なし	③大牟田市営南橋住宅 （福祉施設、地域交流施設）	⑤埼玉県営大宮東宮下団地 （福祉施設）	⑧熊本県営健軍団地 （福祉施設、子育て支援施設）

○「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の4類型との関係について（過去例と今後の見通し）

類型	該当するプロジェクト	
	過去例	今後の見通し (H28~30年度に民間事業者との契約締結が見込まれるもの)
(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業	なし	
(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等	なし	
(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業	①②③④⑤⑥⑦⑧	2件（神戸市、東京都）
(4) その他の事業類型（業績連動の導入、複数施設の包括化等）	なし	

⇒四大都市圏の主要な地方公共団体を対象に調査した結果を踏まえ、6件（上記2件を含む）を案件形成数値目標として設定する。

ひがしたもんだい

■市営東多聞台住宅建替事業

東たもん台ニュース 第5号(H28年10月)より

事業者からの提案の概要

今回、神戸市が選定した事業者から、次のような提案がありました。今後は提案をもとに、市と事業者が協力しながら具体的な整備計画を決定し、事業を進めていきます。

なお、ニュースに記載の内容は、今後関係機関との協議等により変更される場合があります。



選定事業者

代表企業	
株式会社 長谷エコーポレーション 関西	(建設工事・解体撤去工事・移転支援を担当する企業)
構成企業	
株式会社 市浦ハウジング&プランニング大阪支店	(設計、工事監理を担当する企業)
株式会社 長谷エコーポレーション	
大阪エンジニアリング事業部	(設計を担当する企業)
株式会社 カノンアソシエイツ	(工事監理を担当する企業)
株式会社 谷脇建築事務所	(工事監理を担当する企業)
パナホーム株式会社	(余剰地活用を担当する企業)
積水ハウス株式会社 神戸西支店	(余剰地活用を担当する企業)

スケジュール

平成27年10月	実施方針策定・公表
平成28年 4月	事業者募集
平成28年 7月	一次審査
平成28年 9月	落札者決定・公表
平成28年12月	事業者契約締結
平成34年度以降	民間事業の竣工 (予定)

プロジェクト概要

※この資料は現時点での計画に基づくものであり、今後の関係各所との協議に応じて変更される場合があります。平成28年2月
 ※児童遊園、広場、民活事業区域の建築物はモデルプランであり、今後の民間事業者からの提案等により変更となります。

■位置図 (S=1/20,000)



■配置図 (S=1/2,000)



都営青山北町アパートでの開発整備に係る
 説明会資料(平成28年2月7日・8日)
 東京都HPより

■計画概要

計画地の位置		東京都港区北青山三丁目地内	
地域・地区	第一種住居地域・防火地域・第3種中高層階住居専用地区・第一種文教地区		
再開発等促進区を定める地区計画区域面積	約5.8ha		
街区別諸元	A地区(都営住宅建替事業区域)	B地区(民活事業区域)	
指定容積率	400%	400%	
基準建ぺい率	60%	60%	
敷地面積	約8,870㎡	約7,895㎡	
事業手法	都営住宅建替事業	民活事業 (公有地を定期借地した民間事業)	
主要用途	都営住宅・保育園・児童館	民間からの企画提案による (にぎわいや地域の活性化に資する施設、 サービス付き高齢者向け住宅等を条件)	
延床面積	約20,800㎡		
階数/最高高さ*	地下無し、地上20F/約70m	約90m(日影を考慮した場合の最高高さ)	

※地盤面からの高さ

■スケジュール(予定)

	A地区 (都営住宅建替事業区域)	B地区 (民活事業区域)
平成28年度 (2016年度)	・地区計画に関する都市計画手続き ・都営住宅建替事業の着工	
平成29年度 (2017年度)		・民活事業の事業者選定
平成30年度 (2018年度)		・民活事業敷地の定期借地契約
平成31年度 (2019年度)	・都営住宅建替事業のしゅん工見込	・民活事業のしゅん工見込

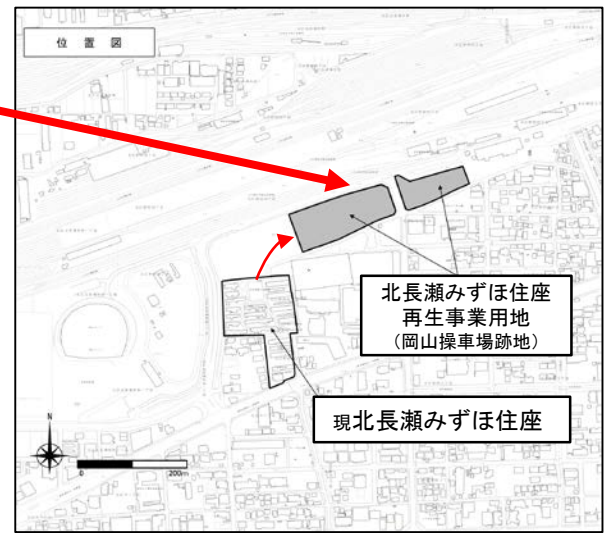
スケジュール

平成28年9月
 平成29年1月
 平成29年5月頃
 平成32年5月頃

事業者募集要項公表
事業予定者決定・公表
 基本協定締結(予定)
 民活事業竣工(予定)



岡山市北長瀬みずほ住座^{しゅつぞ}再生事業
基本計画(平成28年1月)
実施方針(平成28年8月17日)より

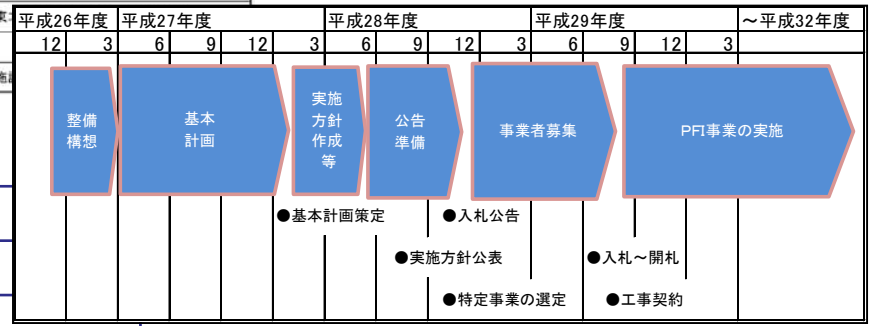


健康・医療・福祉系施設導入区域

導入施設例
産学官連携施設
医療福祉系研究施設
保健福祉系行政施設
健康増進施設
健康相談・健康指導施設
保健医療福祉連携機能
「健康」をテーマにした飲食・小売サービス提供施設 など

凡例

	健康・医療・福祉系施設導入区域	約 3.0ha	新市民病院用地を除く
	総合公園区域	約14.3ha	
	市営住宅・社会福祉施設導入区域	約 1.8ha	
	歩行者動線		

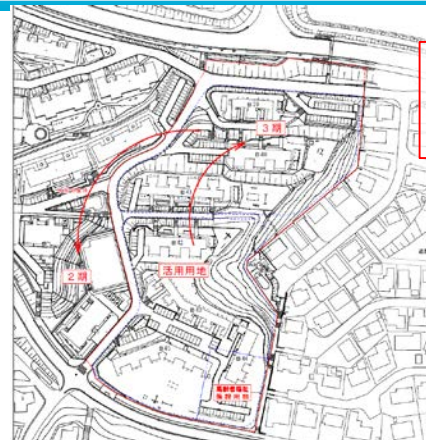
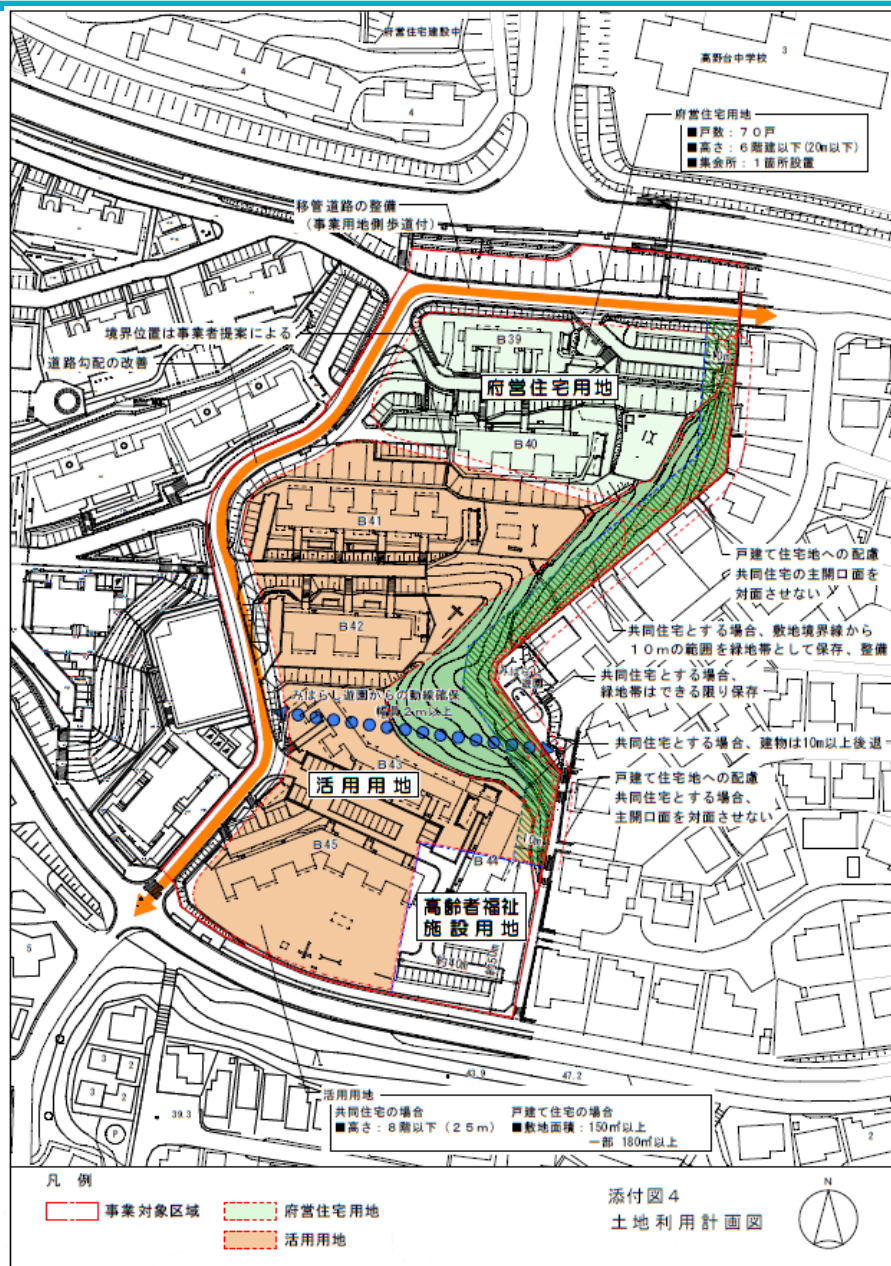


■計画概要

所在地	岡山市北区野田四丁目152番24、152番18、611番19
地域・地区	準工業地域
容積率／建ぺい率	200％／60％
敷地面積	約18,000㎡
民間活用の手法	敷地内併設施設として民間企業の幅広い一体的な提案を求める
主要用途	高齢者支援施設、子育て支援施設等の社会福祉施設
整備住宅の戸数	214戸

スケジュール
平成28年 8月
平成28年11月
平成29年度
平成29年度
平成32年度

実施方針公表
事業者募集
事業予定者決定 (予定)
事業者契約締結 (予定)
民間事業竣工 (予定)



大阪府営吹田佐竹台住宅(5丁目)民活プロジェクト
 実施方針(平成28年7月28日)
 要求水準書(平成28年10月)より

- ①第3期(本事業)の府営住宅を建替え
- ②活用用地から建替住宅に入居者移転
- ③活用用地を分筆し所有権移転
- ④民間施設として活用用地を利用

■計画概要

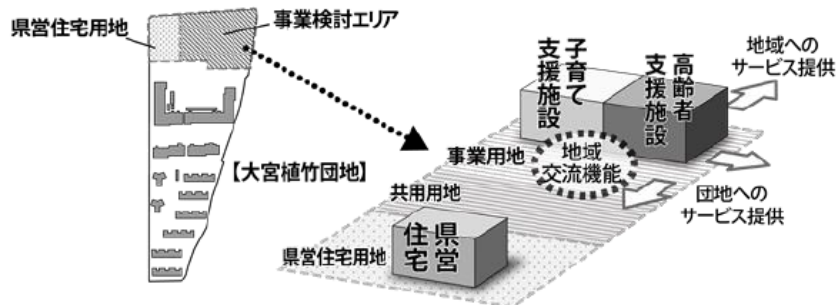
所在地	大阪府吹田市佐竹台5丁目
地域・地区	第1種中高層住居専用地域
容積率/建ぺい率	150%/50%
敷地面積	約2.75ha
民間活用の手法	PFI法に基づき、選定された民間事業者が府営住宅の整備をするとともに、付帯事業として民間施設等を整備する
主要用途	良質な民間住宅や地域の活性化に資する施設等
整備住宅の戸数	70戸

スケジュール
 平成28年 7月
 平成28年12月

平成28年度内
 平成29年度
 平成31年度

実施方針公表
事業者募集
 ⇒入札不調につき再公募検討中
 事業予定者決定 (予定)
 事業者契約締結 (予定)
 民活事業竣工 (予定)

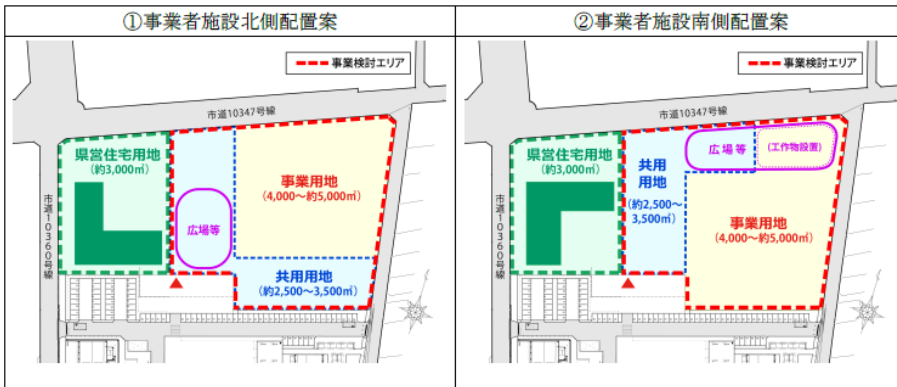
案内図



【事業検討エリアの活用イメージ】

(参考) 配置提案の例

※下記は参考であり、事業者の提案を制約するものではない。



■計画概要

県営大宮植竹団地再生事業 募集要項(H28年11月)より

所在地	埼玉県さいたま市北区植竹町二丁目69番5
地域・地区	第一種中高層住居専用地域
容積率/建ぺい率	200%/60%
敷地面積	事業検討エリア:約7,500㎡ うち、事業用地:4,000㎡~約5,000㎡ 共用用地:約2,500㎡~3,500㎡

■事業者施設の概要(民間事業者整備・運営)

用地	種別	機能
事業用地	子育て支援施設(必須)	認可保育所(定員:60人以上)
	高齢者支援施設(必須)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム(定員:80~120人))
	地域交流施設(必須)	地域コミュニティスペース、コミュニティカフェ、交流広場など。また、施設に限らずソフト的な対応(機能)も可能
	任意提案施設(任意)	任意提案施設を提案する場合は、以下の機能から選択すること。 ①子育て支援、高齢者支援に資する機能(社会福祉法第2条及び第26条で定める事業の範囲内に限る) ②診療所(病床を設置しない診療所)

■県施設の概要(県整備・運営)

用地	種別	備考
県営住宅	県営住宅	整備戸数:66戸(若年世帯向け子育て支援住戸中心) 整備面積:約3,000㎡
共用用地	地域交流施設	団地及び周辺地域の住民と事業者施設の利用者が交流を深めるために気軽に利用できる広場等の機能 ※事業者は共用用地(地域交流施設)の計画を提案する

スケジュール

平成28年11月

平成29年4月

平成29年度以降

平成32年度

事業者募集要項公表

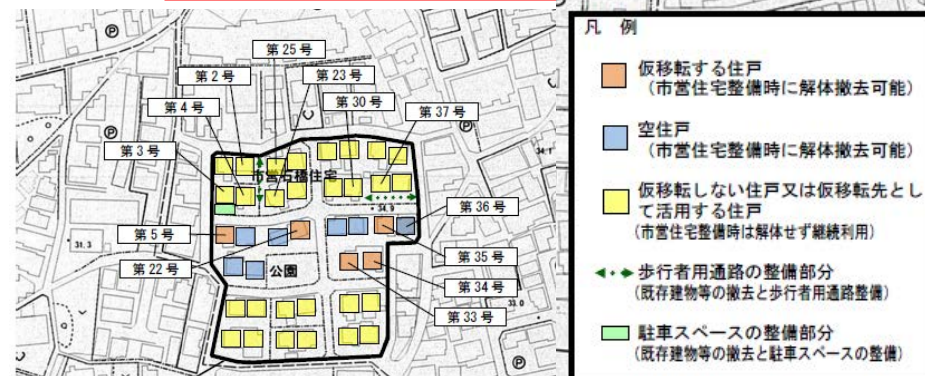
事業者予定者決定(予定)

事業者契約締結(予定)

民間事業竣工(予定)



池田市営石橋住宅建替事業 募集要項(H28年11月30日) 同添付図より



■計画概要

所在地	大阪府池田市石橋4丁目21番外
地域・地区	第1種中高層住居専用地域
容積率／建ぺい率	200％／60％
敷地面積	約6,875.57㎡
民間活用の手法	公募型プロポーザル方式により選定された民間事業者が、市営住宅と都市計画公園の整備とともに、付帯事業として民間施設等を整備する
主要用途	良質な民間住宅や地域の活性化に資する施設等
整備住宅の戸数	44戸

スケジュール

平成28年11月
平成29年3月
平成29年度
平成32年度

事業者募集要項公表

事業予定者決定 (予定)
事業者契約締結 (予定)
民間事業竣工 (予定)

○ PPP/PFI検討等への予算措置及び事業主体への周知により、平成30年度までに6件の目標に向けて着実に推進中

○ 予算措置及び事業主体への周知による案件形成促進

予算措置	主な支援対象段階		
	基本構想検討	導入可能性調査	整備
<p>● 地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業</p> <p>・基本構想検討に対する支援を実施 (H27年度～)</p> <p>・導入可能性調査に対する支援を実施(内閣府) (H28年度)</p>	<p>← 民間活用を想定した基本構想検討を支援</p>	<p>H27年度 9件 池田市</p> <p>H28年度 9件</p> <p>← 導入可能性調査を行う地方公共団体を支援</p> <p>H28年度 1次募集3件 2次募集1件</p>	
<p>● 社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化 (H28年度～)</p>		<p>← PPP/PFI手法による事業等、民間投資の誘発を促進する事業への重点配分化</p> <p>埼玉県・池田市</p>	
<p>● 地域居住機能再生推進事業※の新規採択事業において、</p> <p>・「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用も補助の対象」とした (H28年度～)</p> <p>・三大都市圏において、PPP/PFI手法の導入を要件化 (H29年度～)</p> <p>※地域居住機能再生推進事業 既存の公的賃貸住宅団地において、建て替え等を契機に子育て支援施設や福祉施設等の誘致を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する事業</p>		<p>← PPP/PFI導入検討を要件化(検討費用も補助対象化)</p> <p>・三大都市圏は導入を要件化</p> <p>神戸市・東京都 岡山市・大阪府</p>	

○ 上記取組みのところで、6件の案件形成目標に向けて着実に推進中(事業契約件数ベース)

案件形成	H28年度	H29年度	H30年度	計
目標				6件
契約済・見込み	1件(契約済)		5件(見込み)+α	6件+α

- 浜松市**:平成30年4月の事業開始に向け、平成28年5月に募集要項等を公表し、平成29年3月に優先交渉権者を決定。
- 大阪市**:早ければ平成31年度からの事業開始に向け、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、平成28年7月に受け皿会社である新会社「クリアウォーター-OSAKA」を設立。
- 奈良市**:平成30年度の事業開始に向け、実施方針の条例案を議会に提出する予定。
- 三浦市**:平成31年4月の事業開始に向け、平成28年12月にコンセッション事業方式検討のための審議会設置条例を可決。平成29年度中に実施方針案等を公表予定。
- 須崎市**:平成30年度の事業開始に向け、平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にてデューデリジェンスを実施。
- 宇部市**:早ければ平成34年度の事業開始に向け、平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にてデューデリジェンスを実施。
- 宮城県**:平成32年度の事業開始に向け、平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にて導入可能性調査・デューデリジェンスを実施。
- 上記都市以外にも、村田町・小松市・大分市・大牟田市が平成28年度の内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にて導入可能性調査を実施。下水道部としては、更なる案件形成を図るため、平成27年10月には「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」(32自治体が参画)を設置。さらに、自治体の首長等に対する働きかけを実施(28自治体)。これらのうち、前向きな自治体に対して、調査支援等を実施(9都市)。(※)

(※)・・・平成29年3月末時点、上記具体的な検討をしている都市も含む
 <導入までのスケジュール>

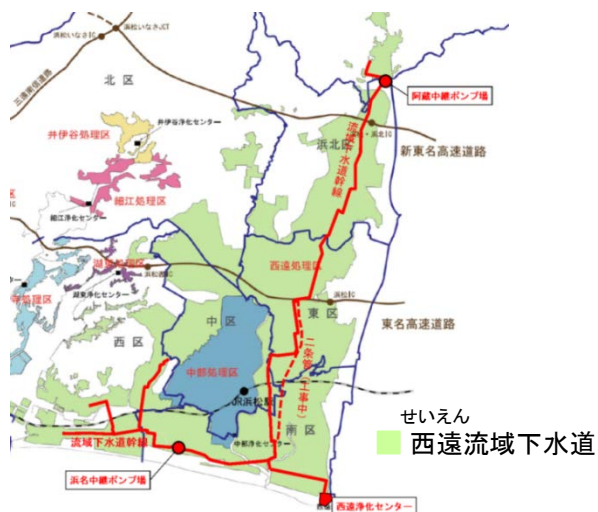
浜松市の事例

<事業内容>

せいえん

- 静岡県からの西遠流域下水道の移管(平成28年4月)に伴う職員増員と経費を抑制するため、コンセッション方式の導入により、可能な限り、業務を民間に委ねる。

- 事業期間:20年間
(平成30年度～平成49年度)
第三者機関によるモニタリングを実施。



平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省において、財政的支援・技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案) 要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月～	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年10月	運営権設定 実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

経緯

- H24.2 愛知県から、有料道路分野に民間企業が参入できる特別の措置を求める構造改革特区提案
- H26.5 構造改革特区推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定
「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する民間事業者
に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとする。」
- H26.6 日本再興戦略(改訂)(閣議決定)
構造改革特区推進本部決定に基づき早期に法制上の措置を講ずる
- H27.7 民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする
構造改革特別区域法一部改正法 成立(8月3日施行)
- H27.8 愛知県が国家戦略特別区域に指定
- H27.9 愛知県国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域計画を策定・申請(9月9日認定)
- H27.10.13 愛知県においてPFI法に基づく実施方針の公表(運営権対価:1,219.77億円以上)
- H27.11.16 愛知県においてPFI法に基づく募集要項の公表
- H28. 6 24 優先交渉権者の決定
- H28. 7.29 基本協定締結
- H28. 8.31 民間事業者との契約締結
- H28.10.1 民間事業者による運営開始

○優先交渉権者:「前田グループ」
代表企業:前田建設工業株式会社
構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、
大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社
連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited

○運営権対価:1,377.00億円(うち一時金150.00億円)

愛知県道路公社におけるコンセッションの概要

発注者	愛知県道路公社
対象路線	愛知県道路公社が管理する8路線(右図参照)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象路線の維持管理・運營業務 ② 改築業務(知多4路線) ③ 附帯事業及び任意事業
運営権者	<p>愛知道路コンセッション株式会社</p> <p>(参考)優先交渉権者「前田グループ」 代表企業:前田建設工業株式会社 構成企業:森トラスト株式会社、大和ハウス工業株式会社、 大和リース株式会社、セントラルハイウェイ株式会社 連携企業:Macquarie Corporate Holdings Limited</p>
運営権対価 (8路線合計)	(参考)公社予定最低価 1,377.0億円(税抜) 1,219.77億円(税抜) うち一時金 150.0億円(税抜) うち一時金 150.0億円(税抜)
事業期間	平成28年10月1日～料金徴収期間満了まで(最大約30年)
特徴	愛知県道路公社の公社管理道路運營業は、近傍に立地する商業施設等を運営する事業と連携し、当該道路の利便増進を図るとともに、民間事業者の創意工夫による低廉で良質な利用者サービスの提供、有料道路の利便性の向上、沿線開発等による地域経済の活性化、民間事業者に対する新たな事業機会の創出、効率的な管理運営の実現、確実な債務の償還を図ることを目的とする。

対象路線図

路線名	延長(km)	料金徴収期間
① 知多半島道路	20.9	S45.7.15 ~ H58.3.31
② 南知多道路	19.6	S45.3.1 ~ H58.3.31
③ 知多横断道路	8.5	S56.4.1 ~ H58.3.31
④ 中部国際空港連絡道路	2.1	H17.1.30 ~ H58.3.31
⑤ 衣浦トンネル	1.7	S48.8.1 ~ H41.11.29
⑥ 猿投グリーンロード	13.1	S47.4.1 ~ H41.6.22
⑦ 衣浦豊田道路	4.3	H16.3.6 ~ H46.3.5
⑧ 名古屋瀬戸道路	2.3	H16.11.27 ~ H56.11.26
全体	72.5	S45.3.1 ~ H58.3.31